

令和3年9月10日

ご契約者 各位

広島県中小企業共済協同組合

新型コロナウイルス感染症によりご契約者様が影響を受けられた場合の
特別措置について（令和3年9月10日更新）

当組合では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたご契約者様に対し、令和3年9月30日までを期限とした「共済契約の継続手続きおよび共済掛金の払込の猶予」に関する特別措置を実施しておりますが、今般の広島県における緊急事態宣言の延長ならびに現在の感染状況を踏まえ、この特別措置を継続して実施することといたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

共済契約（継続手続き）のお取り扱いについて

- ◆ご契約者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、ご契約の継続手続きや共済掛金の払い込みが困難な状態となった場合は、その手続きおよび共済掛金の払い込みを令和4年3月31日まで延期することができます。

（ただし、猶予期間内にご契約者様からのお申し出があった場合に限りです。）

- ◆共済期間が終了した後でも、令和4年3月31日までに、継続手続きならびに共済掛金を一括で払い込みいただくことで、その契約が継続されたものとしてお取扱いをさせていただきますので、まずは当組合までご連絡ください。

以上

「新型コロナウイルス感染症」は疾病に該当するため、死亡や高度障害の状態になられた場合や、同感染症の治療を目的として入院された場合は、共済金のお支払対象となります。

医療機関の事情等により、自宅またはその他の病院等とみなされる施設で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、疾病入院共済金のお支払対象としてお取扱いをさせていただきます。また、検査の結果が陰性と判定された場合でも、医師の指示で入院している場合には、同様に疾病入院共済金のお支払対象となります。

（疾病保障が付帯されている共済制度に限りです。）

【お電話でのお問い合わせ】

広島県共済組合員相談室

フリーダイヤル 0120-708030（平日 9:00～17:00）